

早期退職優遇制度の取扱い規定

(令和3年2月15日)

市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号）附則第19項の規定の取扱いについて、次のとおり定める。

(適用期間)

第1条 早期退職優遇制度は、令和3年度から令和6年度までの期間において、市町村長又は任命権者（以下「市町村長」という。）が早期退職優遇制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定め、実施することを島根県市町村総合事務組合管理者に別記様式第1号により申し出た市町村の当該退職者について適用する。

(対象職員)

第2条 早期退職優遇制度による退職（以下「早期退職」という。）の申し出ができる職員（医療職給料表（一）適用者は除く。）は、市町村長が定める実施要綱による。

(早期退職の申し出期間と手続き)

第3条 早期退職の申し出期間は、市町村長が期間を定め、その期間内に市町村長に申し出た者とする。

(早期退職の承認と退職日)

第4条 前条の規定により、職員の早期退職の申し出があり、市町村長が必要と認めた場合は、早期退職の承認を与えるものとし、本人に「早期退職承認通知書」（様式第2号）により通知するものとする。ただし、本人の責に帰すべき事由により、早期退職の承認を与えることが適当でないと判断した場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 この要綱に基づき退職する職員の退職日は、実施要綱に定める日とする。

(退職手当の請求)

第5条 この制度の適用を受けて退職した者は、退職手当請求書に「早期退職承認通知書」を添えて請求しなければならない。

別記様式第1号

〇〇発第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県市町村総合事務組合管理者様

市町村長 〇 〇 〇 〇

早期退職優遇制度適用の申し出について

市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号）附則第19項の規定に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日の間において早期退職優遇制度を実施し、〇〇〇〇（市町村）早期退職優遇制度実施要綱（別紙）により退職を申し出た者に対し適用することを申し出ます。

(様式第1号)

早 期 退 職 申 出 書

〇〇〇職員の早期退職優遇制度実施要綱に基づき退職することを申し出ます。

令和 年 月 日

職 名

氏 名

印

生年月日 年 月 日 (歳)

長 様

(様式第2号)

早期退職承認通知書

様

令和 年 月 日付け、早期退職の申し出のあったことについて、〇〇〇職員の早期退職優遇制度実施要綱第5条の規定により承認する。

令和 年 月 日

長 印